

I 基本計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進行する中、当市においても児童生徒数が減少し、全体として小中学校の小規模化が進んでおり、将来的に、教育環境への様々な課題が生じることが懸念されている。

次代を担う子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を図ることを目的として、「大船渡市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定する。

2 計画策定の背景

今日、子どもたちを取り巻く社会状況の変化などを考慮すると、小・中学校のさらなる小規模化は、児童生徒の社会性の育成をはじめ、多様な学習活動や集団活動の展開、学校運営などに支障を来たすものと懸念されている。

学校の規模等によって生じる教育上・学校運営上の諸問題を解決するとともに、教育環境を整え、教育の質の向上を図るため、小・中学校の規模と配置の適正化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした現状を踏まえ、将来を見据え、当市の学校教育の充実を図るため、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を図る観点から、平成 26 年 10 月、市内の各種団体の代表や有識者等で構成する「大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会」を設置した。

その後、約 1 年にわたり検討をいただき、平成 27 年 11 月、小・中学校の適正規模及び適正配置について提言を受け、これに基づき、平成 27 年 12 月、当市において「大船渡市立小・中学校適正規模等基本方針」を定めた。

少子化が進行する中、学校教育が果たす役割を十分に発揮するため、適正な児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めていく必要がある。

このことから、基本方針の内容をより具体化し、この取組を実践的に進めるため、ここに、「大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画」を定めることとした。

3 計画期間

本計画は、平成 29 年度から平成 38 年度までの向こう 10 年間で展望して策定する。このうち、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 カ年を前期、平成 34 年度から平成 38 年度までの 5 カ年を後期とする。

ただし、児童生徒数の将来推計、学級編制の基準等の制度改正、市の財政状況、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを図るとともに、地域から要望等があった場合には、本計画とは別に、柔軟かつ迅速に対応する。